

日本小児科医学会ニュース

JAPAN PEDIATRIC ASSOCIATION (J.P.A) NEWS

No.73・2022

発行 / (公社)日本小児科医学会
 発行人 / 神川 晃
 東京都新宿区西新宿5-25-11
 エイジーエス西新宿ビル2階TEL03-5308-7131
 TEL 03-5308-7131
 FAX 03-5308-7130

会長挨拶

会長 神川 晃



新年あけましておめでとうございます。緊急事態宣言が解除され、新型コロナウイルス感染症との共存が模索されつつあります。原稿を書いています10月末では、ワクチン接種が進み重症予防の抗体カクテル療法が定着し、このウイルスとの戦い方が前進しました。大人社会では規制が緩和されつつありますが、子どもは学校での厳しい制限が課せられたままです。これから子ども達の社会生活についても改善されるよう議論されるべきと感じます。

成育基本法が2018年12月に成立してから約3年が経過しました。2019年、関係団体から成育基本法の基本事項に関する要望をいただき、委員として成育医療等協議会の審議に参加しました。最終的には2021年2月9日に、「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」*が閣議決定されました。基本的事項には、(1)成育過程にある者及び妊娠婦に対する医療、(2)成育過程にある者等に対する保健、(3)教育及び普及啓発、(4)記録の収集等に関する体制等、(5)調査研究、(6)災害時等における支援体制の整備、(7)成育医療等の提供に関する推進体制等、があります。また、国・地方公共団体に、施策の進捗状況や実施体制等を客観的に評価し、必要な見直しにつなげるPDCAサイクルに基づく取組の適切な実施を求めています。

日本小児科医学会では、成育基本法が少なくとも6年ごとに見直されること、3年を経過すると中間見直しが行われることを踏まえ、基本的な事項123項目について検討を開始しております。国レベルでは、基本事項を実施するための法改正を視野に裏付けを求めてまいります。一方、地方自治体レベルでは、地方自治体が行う事業計画に基本事項が配慮されているかを評価することが必要になります。会員の皆様には、地域の地方自治体で実施される事業計画をご覧いただき、基本事項が事業計画に配慮されているか、検証していただく必要があります。また、健やか親子21の指標となる項目の有無を検討してまいります。指標とな

れば達成度が示されますので、地域を評価することが可能になります。

さらに、こども庁の創設を望みます。こども庁であれば、縦割り行政に対し垣根を越えて横断的に事業を実施することが可能ですし、自治体から成育医療等の実施状況の提出を要求できますので、基本事項の評価が可能になり、そのデータをもとに先生方の地元で自治体への要望事項の資料にいただけたと考えております。

最後に、当会が成育医療等協議会で主として要望した点は、①妊娠時期から成人に至るまで継続して実施する個別健診の導入と、②その過程で必要とされる地域総合小児医療を適切に提供することです。個別健診については「検討する」との記載のみで、実施されるためには何かしらのエビデンスが必要です。このため、基本的な事項123項目内の2項目について、それぞれ以下の事業を展開していきたいと考えます。

項目：乳幼児期から成人期に至るまでの期間においてバイオサイコソーシャルの観点(身体的・精神的・社会的な観点)から切れ目なく包括的に支援するため、個々人の成長特性に応じた健診の頻度や評価項目に関する課題抽出やガイドライン作成等の方策を検討する。

対策：2か月から始まる予防接種時に社会的、心理的な観点から実施する健診の問診票を作成し、以後の予防接種時に継続して支援することでの保護者の満足度を調査し乳幼児健診回数の増加を求める。

項目：乳幼児の発育及び健康の維持・増進や、疾病の予防の観点から、乳幼児健診を推進するとともに学童期及び思春期までの切れ目ない健診等の実施体制の整備に向けた検討を行う。

対策：会員に配布いたしました「問診から進める個別健診ガイドブック」を外来診療で使用していただき、皆様からのご意見を賜り個別健診導入の準備をする。

以上の2つの事業を考えております。これらに関連して、厚生労働省が母子健康手帳を改定中ですので、2か月、小学校以降の保護者の記載ページの追加を求めてまいります。

会員の皆様のご協力を賜り、是非ともこれらの事業とともに推進してまいりたいと思います。

*「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」<https://www.mhlw.go.jp/content/000735844.pdf>